

# 第 106 期 中間決算公告

平成 19 年 12 月 18 日

山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号  
株式会社 荘内銀行  
取締役頭取 町田 睿

## 中間貸借対照表 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	21,468	預金	760,000
コ－ル口－ン	9,000	譲渡性預金	30,172
買入金銭債権	1,316	コ－ルマネ－	15,061
商品有価証券	480	借用金	3
金銭の信託	4,518	外国為替	0
有価証券	194,910	社債	9,500
貸出金	616,282	その他の負債	3,823
外国為替	972	退職給付引当金	1,716
その他の資産	5,919	再評価に係る繰延税金負債	811
有形固定資産	12,579	支払承諾	8,418
無形固定資産	1,222	負債の部合計	829,508
繰延税金資産	3,386	(純資産の部)	
支払承諾見返	8,418	資本金	14,200
貸倒引当金	4,924	資本剰余金	12,056
		資本準備金	12,056
		利益剰余金	19,669
		利益準備金	2,447
		その他利益剰余金	17,222
		別途積立金	15,210
		繰越利益剰余金	2,012
		自己株式	151
		株主資本合計	45,774
		その他有価証券評価差額金	799
		繰延ヘッジ損益	3
		土地再評価差額金	1,070
		評価・換算差額等合計	267
		純資産の部合計	46,042
資産の部合計	875,550	負債及び純資産の部合計	875,550

- 注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）ただし株式については中間期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 6．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う損益額への影響は軽微であります。
- 7．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 8．外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 10．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。
- 11．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を費用として処理することとしておりますが、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づいて算定されることとなっているため中間期において合理的に見積もることが困難であることから、その支給見込額のうち当中間期に帰属する額を役員賞与引当金として計上していません。
- 12．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理                  |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
- 13．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 14．金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 16百万円

18. 関係会社の株式(及び出資)総額 24百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 8,775百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,722百万円、延滞債権額は12,148百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,924百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,894百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,703百万円であります。

25. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,252百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金は411百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行ない、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等)合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

27. 社債は全額劣後特約付社債であります。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,761百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,659百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 375円90銭

- 30．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。31．についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,120	13,318	198
債券	116,117	115,229	888
国債	86,718	86,099	619
地方債	16,473	16,375	97
社債	12,925	12,754	171
その他	52,017	51,365	652
合計	181,255	179,913	1,342

なお、上記評価差額に繰延税金資産 542 百万円を加えた額 799 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 5 百万円減損処理を行っております。なお、株式の減損処理は、個々の銘柄の中間期末日前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が取得価額に比較して 50% 以上下落した場合はすべて実施し、30% 以上 50% 未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

- 31．時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	24
その他有価証券	
事業債	6,777
非上場株式	1,049
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,546
買入金銭債権	228

- 32．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,806 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 109,361 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 33．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主 な 原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,715 百万円
退職給付引当金	693
その他有価証券評価差額金	542
減価償却費	121
有価証券償却	116
その他	420
繰延税金資産小計	3,609
評価性引当額	223
繰延税金資産合計	3,386
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	3,386 百万円

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

(1) スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

ストック・オプションの内容

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 参事以上の従業員及び理事嘱託 48名	当行取締役 9名 当行執行役員 11名 当行従業員及び嘱託 877名
ストック・オプション数(注)	普通株式 360,000株	普通株式 2,691,000株
付与日	平成10年9月30日	平成12年10月1日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	自 平成12年7月1日 至 平成20年3月31日	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

イ スtock・オプションの数

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利確定前 (株) 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残		
権利確定後 (株) 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未確定残	348,000    348,000	2,612,000   21,000 2,591,000

(注) スtock・オプション数については株式数に換算して記載しております。

ロ 単価情報

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		

36. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.21%

中間損益計算書 { 平成 19 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	12,109
資金運用収益	8,308
(うち貸出金利息)	(7,169)
(うち有価証券利息配当金)	(1,074)
役務取引等収益	2,752
その他業務収益	192
その他経常収益	856
経常費用	9,948
資金調達費用	1,341
(うち預金利息)	(1,139)
役務取引等費用	1,059
その他業務費用	195
営業経費	6,791
その他経常費用	560
経常利益	2,161
特別利益	1
特別損失	32
税引前中間純利益	2,130
法人税、住民税及び事業税	678
法人税等調整額	152
中間純利益	1,299

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純利益金額 10 円 60 銭

3 . 「その他経常費用」には、株式等売却損 228 百万円、貸倒引当金繰入額 157 百万円及び債権売却損 147 百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	21,469	預 金	759,390
コールローン及び買入手形	9,000	譲 渡 性 預 金	30,172
買入金銭債権	1,995	コールマネー及び売渡手形	15,061
商品有価証券	480	借 用 金	33
金銭の信託	4,518	外 国 為 替	0
有 価 証 券	195,850	社 債	9,500
貸 出 金	618,073	そ の 他 負 債	7,155
外 国 為 替	972	退 職 給 付 引 当 金	1,754
そ の 他 資 産	6,216	そ の 他 の 引 当 金	250
有形固定資産	12,863	繰 延 税 金 負 債	36
無形固定資産	1,275	再評価に係る繰延税金負債	811
繰延税金資産	3,567	支 払 承 諾	8,418
支払承諾見返	8,418	負債の部合計	832,585
貸倒引当金	5,301	(純資産の部)	
投資損失引当金	23	資 本 金	14,200
		資 本 剰 余 金	12,056
		利 益 剰 余 金	19,680
		自 己 株 式	151
		株 主 資 本 合 計	45,786
		その他有価証券評価差額金	795
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,070
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	271
		少 数 株 主 持 分	733
		純資産の部合計	46,791
資産の部合計	879,376	負債及び純資産の部合計	879,376

- 注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 6．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う損益の影響額は軽微であります。
- 7．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 8．当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。
- 9．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 10．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。
- 11．その他の引当金は、連結される子会社及び子法人等が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して必要と認められる額を、クレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を、また、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案して合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。
- 12．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上することとしておりますが、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間連結会計期間において合理的に見積もることが困難であることから、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しておりません。
- 13．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理                             |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |



なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 16百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 8,875百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,075百万円、延滞債権額は12,720百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,924百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,819百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,703百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29百万円

担保資産に対応する債務

借入金 30百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,252百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は413百万円あります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行ない、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 平成 11 年 9 月 30 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

27. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,761 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 1,659 百万円減少します。

29. 1 株当たりの純資産額 376 円 02 銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。31. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,197	13,488	291
債券	116,117	115,229	888
国債	86,718	86,099	619
地方債	16,473	16,375	97
社債	12,925	12,754	171
その他	52,073	51,421	652
合計	181,388	180,139	1,249

なお、上記評価差額に繰延税金資産 504 百万円を加えた額 745 百万円のうち少数株主持分相当額 50 百万円を控除した額 795 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 5 百万円減損処理を行っております。

なお、株式の減損処理は、個々の銘柄の当中間連結会計期間末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された額が取得価額に比較して 50% 以上下落した場合はすべて実施し、30% 以上 50% 未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
新株予約権付社債	29
事業債	6,777
非上場株式	1,758
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,546
買入金銭債権	228

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,624 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 108,409 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

34. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

(1) ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

ストック・オプションの内容

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 参事以上の従業員及び理事嘱託 48名	当行取締役 9名 当行執行役員 11名 当行従業員及び嘱託 877名
ストック・オプション数(注)	普通株式 360,000株	普通株式 2,691,000株
付与日	平成10年9月30日	平成12年10月1日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	自 平成12年7月1日 至 平成20年3月31日	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

イ ストック・オプションの数

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利確定前 (株) 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残		
権利確定後 (株) 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未確定残	348,000    348,000	2,612,000   21,000 2,591,000

(注) ストック・オプション数については株式数に換算して記載しております。

ロ 単価情報

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 11.24%

中間連結損益計算書 ( 平成 19 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 9 月 30 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,589
資 金 運 用 収 益	8,451
(うち貸出金利息)	(7,297)
(うち有価証券利息配当金)	(1,089)
役 務 取 引 等 収 益	3,013
そ の 他 業 務 収 益	265
そ の 他 経 常 収 益	858
経 常 費 用	10,432
資 金 調 達 費 用	1,341
(うち預金利息)	(1,139)
役 務 取 引 等 費 用	1,006
そ の 他 業 務 費 用	195
営 業 経 費	7,105
そ の 他 経 常 費 用	783
経 常 利 益	2,157
特 別 利 益	1
特 別 損 失	32
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	2,126
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	679
法 人 税 等 調 整 額	155
少 数 株 主 損 失	5
中 間 純 利 益	1,297

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純利益金額      10 円 58 銭

3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 348 百万円、株式等売却損 228 百万円及び債権売却損 147 百万円を含んでおります。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

荘銀事務サービス株式会社

荘銀カード株式会社

株式会社荘銀ベンチャーキャピタル

株式会社荘銀総合研究所

(2) 非連結の子会社及び子法人等 社

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 社

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 社

当行が保有しておりました株式会社エス・ワイコンピューターサービスの全株式を株式会社山形しあわせ銀行（現株式会社きらやか銀行）に譲渡いたしました。これにより、当行の関連会社から除外しております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社